

～時短要請に協力する飲食店・大規模施設等の皆様へ～

時短要請協力金

8/7～9/12  
要請分  
受付中

支給対象等



営業時間短縮などを要請する事業者(飲食店・大規模施設等)

**協力事業者**

**営業時間短縮のお知らせ**

貴店様からの要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、  
営業時間を短縮いたします。

○実施期間  
令和3年 月 日  
月 日

○営業時間  
前 時 ～ 時 分  
時 分 ～ 時 分

短縮後の営業時間  
前 時 ～ 時 分  
時 分 ～ 時 分

(尚節の夜間は 他から 様までとします)

店舗名

時短要請等



協力金

問い合わせ

時短要請協力金相談センター(電話対応のみ)  
電話番号:050-5444-6096  
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む)

～売上が減少した中小企業者等を幅広く支援します!～

事業継続支援金(ぐんま月次)

8月分  
受付中

支給対象等



法人

最大20万円/月

個人

最大10万円/月

いずれか低い額  
を支給

売上減少額

「前年又は前々年の対象月の売上」  
－「本年の対象月の売上」

卸・小売業



飲料・酒類卸売業

時短要請対象飲食店からの注文  
減少に伴い売上が減少

製造業



食品加工・製造業

時短要請による取引先飲食店や  
食品卸・小売業からの注文減少  
に伴い売上が減少

サービス業



冠婚葬祭業

理容・美容業

外出自粛等の影響  
により売上が減少

旅客運送業



タクシー業、運転代行業

時短要請対象飲食店の利用客減  
少や、不要不急の外出自粛等の  
影響により売上が減少

観光関連業



観光施設・土産物屋・宿泊施設

外出自粛等の影響による利用  
客の減少に伴い売上が減少

業種は一例です

対象になるか迷ったら、  
まずはご相談ください!

問い合わせ

事業継続支援金コールセンター(電話対応のみ)  
電話番号:027-381-8590  
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む)



※ 本支援金は、売上減少率30%以上50%未満の事業者が対象です。  
※ 売上減少率50%以上は国の「月次支援金」の対象となります。



中小企業庁「月次支援金」→

# ストップコロナ！対策認定制度

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、  
**感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内事業者**を県が認定します。

## 【申請から認定までの流れ】



## 【認定のメリット】

- ① 認定ステッカー・ポスター・のぼり旗でのPR
- ② ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名等を掲載

※市町村において、認定店を対象とした支援を実施している場合があります



MAPサイトQRコード



問い合わせ

県庁経営支援課

電話 027-226-3342

E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp

※事業の詳細、申請様式等は、QRコードから確認できます。



## 【総合相談窓口】感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します（無料）

相談内容

支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談

相談窓口  
(県産業政策課内)

電話 027-226-2731 FAX 027-223-7875  
平日：8:30～17:15  
メール kigyoun1@pref.gunma.lg.jp